

## 銚田市学生応援銚田産品給付事業募集要項

(事業名称：がんばる銚田の学生応援事業)

### 1. 事業の概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出に伴い、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている銚田市出身で銚田市外在住の学生に対して、銚田市の産品等を活用した応援物資を給付することによって生活を支援するとともに、銚田市の地域産品に対する愛着を高め、銚田市の関係人口を維持し、将来の地元回帰に繋げることを目的とします。

### 2. 応援物資の概要

銚田市産の農産物や特産品、布製マスク等衛生用品、ギフトカードをお送りします。

※応援物資の内容は、予告なく変更となる場合があります。

### 3. 給付の対象となる方

本事業の給付の対象となる方は、各号のいずれにも該当する方、または各号に準ずる方※<sub>1</sub>として市長が認める方とします。

(1) 市内に住所を有する保護者等の子

(2) 市外に在住する学生※<sub>2</sub>

※<sub>1</sub> 銚田市に住所を有している方の親族等で、扶養関係にある方など。

※<sub>2</sub> 国内にあって、銚田市外に設置された学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を除く)、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校または同法第134条に規定する各種学校に在学する学生とします。

### 4. 申請の期間と給付数量

(1) 申請期間 令和2年5月22日～令和2年8月14日

(2) 給付数量 450セット(学生1人につき1セット)

### 5. 申請方法

銚田市ホームページから給付申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、必要書類を同封もしくは添付のうえ、郵送あるいは電子メールで銚田市政策企画部まちづくり推進課まで提出か、必要事項を入力し、直接メールにて申請してください。

なお、申請者(給付対象者)は原則学生本人(申請者名は学生本人の氏名を記入してください。)とします。

#### 【留意事項】

(1) 申請書等については、以下の事項を記入して下さい。

・申請者(学生本人)の住所、氏名、生年月日、電話番号、E-mailアドレス

- ・ 給付を受ける学生の応援物資送付先の情報  
郵便番号, 住所, 氏名, 電話番号, E-mail アドレス
- ・ 申請者の従前の銚田市内の住所

(2) 必要な書類については、次の2つです。郵送の場合は、申請書とともに写しを同封してください。電子メールの場合は、書類の写真若しくはPDF ファイルを添付し、提出ください。

- ・ 申請者（給付対象者）が、市外において生活を行っていることを確認することができる書類等の写し

⇒アパートや寮の入居契約書, 光熱水費等の請求書や領収書・使用明細, 公的機関から市外住所地に届いた本人宛の通知等の写しで確認します。いずれの場合も, 本人氏名と生活を行う市外住所地が記載されていることを条件とし, 記載されている住所と申請書等に記載する物資送付先住所が同一である必要があります。

- ・ 申請者（給付対象者）が、学生であることを確認することができる書類等の写し  
⇒学生証や在学証明等の写しで確認します。

(3) 申請書の提出方法

- ・ 郵送による提出

申請書及び必要書類を銚田市政企画部まちづくり推進課宛にお送りください。  
この場合, 封筒の表に「銚田市学生応援銚田産品給付事業申請書 在中」と明記してください。

**住所** 〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1

銚田市政企画部まちづくり推進課 行

- ・ 電子メールによる提出

以下のアドレスに, 申請書及び必要書類を添付のうえ, 送信してください。

この場合, 件名を「銚田市学生応援銚田産品給付事業 (申請者氏名)」としてください。

**アドレス** [hokomail-c10x@city.hokota.lg.jp](mailto:hokomail-c10x@city.hokota.lg.jp)

■■■ 銚田市ホームページ <http://www.city.hokota.lg.jp/> ■■■

## 6. 給付の可否

申請後の結果につきましては, 審査結果を郵送もしくは電子メールで通知いたします。審査結果が「可」となった方につきましては, 追って応援物資をお送りいたしますのでしばらくお待ちください。

## 7. その他

- (1) 給付申請書等を受領後に、申請者の本人確認のため、お電話させていただく場合があります。
- (2) 給付申請書等は、次の項目に同意していただいた上で提出してください。
  - ①「給付を受ける学生（応援物資送付先）」に関する情報を、物資の送付を取り扱う事業者へ提供すること。
  - ② 鉾田市が鉾田市学生応援鉾田産品給付事業実施要綱第3条の要件を確認するため、住民基本台帳との照合を行うこと。
  - ③ 郵送や電子メール等により、鉾田市からのまちづくり情報などの提供を受けること。  
なお、電子メールは鉾田市からの送信する電子メール（ドメインは@に続いてcity.hokota.lg.jp）を受信できるよう設定すること。

## 8. 問合せ先

鉾田市政策企画部まちづくり推進課

TEL : 0291-36-7154

E-mail : [hokomail-c10x@city.hokota.lg.jp](mailto:hokomail-c10x@city.hokota.lg.jp)